

資料2 武蔵野市福祉総合計画策定委員会傍聴要領

(目的)

第1条 この要領は、武蔵野市福祉総合計画の策定にあたり設置した地域福祉計画部会、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画部会及び障害者計画部会(以下「部会」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席、車椅子使用者席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定数)

第3条 傍聴人の定数は、当日会場における先着順により、各々、一般席20名、車椅子使用者席若干名、報道関係者席若干名とする。

(傍聴の手続き)

第4条 部会を傍聴しようとする者は、受付において傍聴申込書に、住所・氏名・電話番号を記入し、傍聴券の交付を受けて傍聴しなければならない。

2 傍聴券は、部会当日受付で交付する。

(傍聴席以外の入場禁止)

第5条 傍聴人は、傍聴席以外に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次に該当するものは、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、火薬その他危険物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ラジオ、拡声器、マイク等委員会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者
- (4) 前各号のほか、武蔵野市福祉総合計画策定委員会委員長及び各部会長(以下「委員長等」という。)が職務執行上支障があると認める者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、騒ぎ立てるなど議事の妨害となるような行為をしないこと。

(2) 部会における言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。

(3) 会場内では喫煙をしないこと。

(4) 前各号に定めるもののほか、部会の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長等の許可を得た者は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、部会を非公開とする委員長等の議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの要領に違反したときは、委員長等はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

付 則

この要領は、平成17年2月14日から施行する。